

令和 6 年 11 月 8 日
消費者庁食品衛生基準審査課

食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件（案）
（器具・容器包装関係）に関する御意見の募集について

食品、添加物等の規格基準（昭和 34 年厚生省告示第 370 号）の一部を改正する件（案）（器具・容器包装関係）について、下記のとおり、御意見を募集いたします。

1 御意見募集期間

令和 6 年 11 月 8 日（金）～同年 12 月 9 日（月）（必着）

2 御意見募集対象

食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件（案）（器具・容器包装関係）について（概要）

3 御意見の提出方法

以下の事項を記載し、次に掲げるいずれかの方法により提出してください。

【2】～【5】については、任意記載の項目です。

なお、電話での受付はできませんので御了承ください。

【1】 御意見

- * 御意見については、その理由も記載いただくようお願いいたします。
- * 御意見が600字を超える場合、その内容の要旨を添付してくださいませようをお願いいたします。

【2】 住所（法人その他の団体にあつては所在地）

【3】 氏名（法人その他の団体にあつては名称／部署名等）

【4】 電話番号

【5】 電子メールアドレス（お持ちの場合）

（1）インターネットの場合

電子政府の総合窓口（e-Gov）の意見提出フォームから提出してください。

リンク：<https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public>

(2) 郵送の場合

〒100-8958

東京都千代田区霞が関3-1-1 中央合同庁舎第4号館11階

消費者庁食品衛生基準審査課器具・容器包装基準審査室宛て

- * 封筒表面に「食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件(案)(食品用器具・容器包装関係)」と朱書きしてください。

4 御意見の提出上の注意

提出していただく御意見は日本語に限ります。また、御記入いただいた住所(法人その他の団体にあつては所在地)、氏名(法人又は団体にあつてはその名称、部署名等)、電話番号及び電子メールアドレスは、御意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために利用します。お寄せいただいた御意見について、個別の回答はいたしかねます。また、頂いた御意見については、氏名及び住所その他の連絡先を除き、公表させていただくことがありますので、あらかじめ御了承願います。